

自分のことが自分で決められなくなった…
その時に活用を考えてみませんか？

総社市 成年後見ガイド

親がひとり暮らしを
しているけど、
詐欺にあって、
高額な布団を
買わされているみたい…

障がいのある
子どもがいるけど、
自分が年をとって
将来助けて
あげられなくなったら
どうしよう…

認知症の父親が、
通帳をなくしたり、
お金の管理が
できなくなったり
してしまった…

老人ホームに
入居したいけど、
契約内容が理解できなくて、
手続きができない…

総社市権利擁護センター “しえん”

(センターは総社市が設置し、総社市社会福祉協議会が受託運営しています)

I. 「成年後見制度」とは

認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方など判断能力の不十分な方々は、財産の管理や契約、遺産分割などの法律行為を行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあったりするおそれがあります。成年後見制度では、このような判断能力の不十分な方々を保護・支援します。

成年後見制度には次の2つの種類があります。

1. 法定後見制度

すでに判断能力が不十分な状態にある方を保護・支援する制度です。本人の判断能力に応じて「補助（判断能力が不十分な方）」「保佐（判断能力が著しく不十分な方）」「後見（判断能力が欠けているのが通常の状態の方）」の3つの類型が用意されています。

2. 任意後見制度

現在、判断能力が十分な状態にある方が、将来に備えて利用する制度です。

■後見・保佐・補助

	補 助	保 佐	後 見
対象者	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
本人の状況	お金や不動産の管理が1人でできるか心配なので、代わって欲しい	日々の買い物は1人でできるが、お金の管理や不動産の処分などはよくわからないので代わって欲しい	日々の買い物が適切にできず、誰かに代わって欲しい
同意権・取消権の範囲	本人の申立て又は同意による民法13条1項所定の行為の一部	民法13条1項所定の行為	法律行為全般
代理権の範囲	本人の申立て・同意による特定の法律行為		財産管理全般

※民法第13条第1項所定の行為の例

- ①本人の預貯金を金融機関から出し入れすること。
- ②お金を他人に貸したり、借りたりすること。保証人になること。
- ③不動産などの大切な財産の取引（売却など）をすること。
- ④相続を受けたり、放棄したりすること。遺産分割をすること。

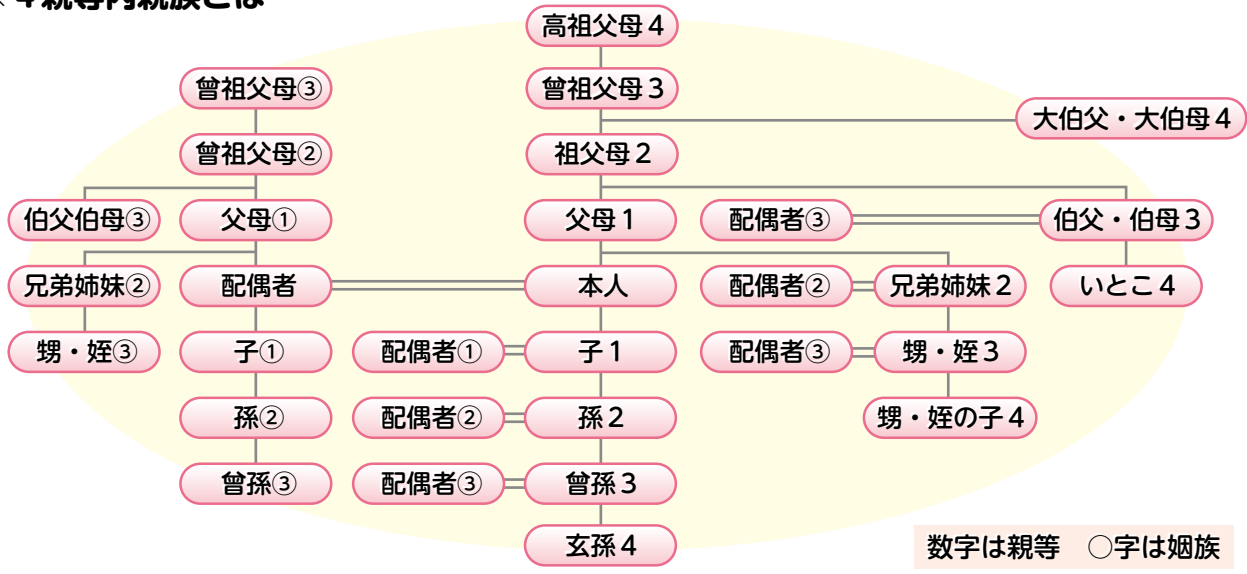
※特定の法律行為…預貯金の払い戻し、不動産の売却、介護契約締結など



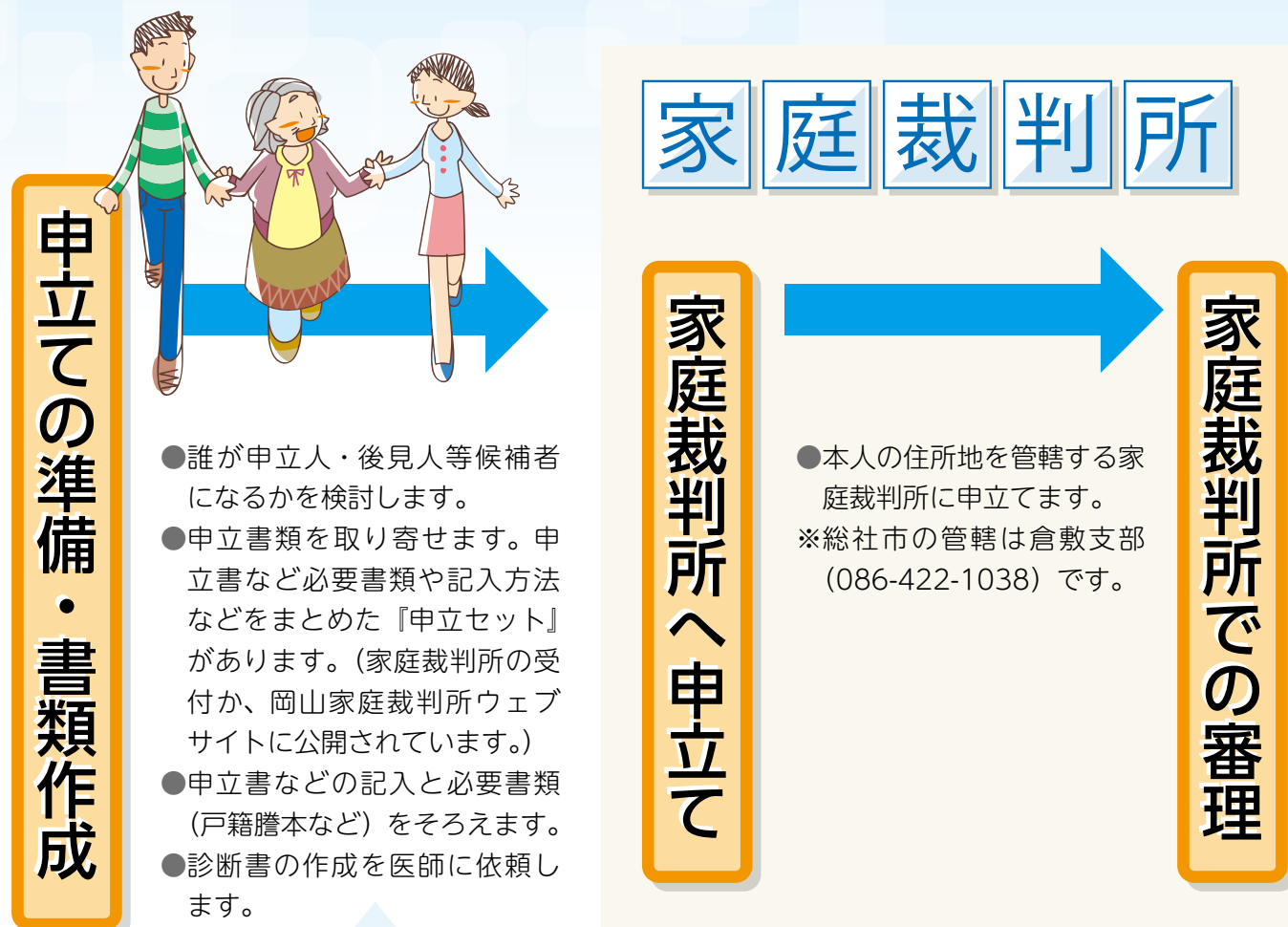
Ⅱ. 成年後見制度（法定後見制度）の申立て手続きができる人とは

本人、配偶者、四親等内の親族などが申立てできます。身寄りのない方は総社市長が本人の福祉を図るために申立てます。具体的には、認知症高齢者(65歳以上)・知的障がい者・精神障がい者などについて、その方の福祉を図るため特に必要があると市長が認める時に、後見・保佐・補助開始の審判を申し立てます。

※ 4 親等内親族とは



Ⅲ. 成年後見制度（法定後見）申立てから後見人等の支援開始までの流れ



（申立必要書類）

- 診断書（医療機関ごとの所定の金額）
- 本人の戸籍謄本（全部事項証明書）（450 円：総社市）
- 本人の改製原戸籍謄本（750 円：総社市）
- 本人と候補者の住民票又は戸籍附票（それぞれ 300 円：総社市）
- 本人の登記されていないことの証明書（収入印紙 300 円分）
- 申立手数料（収入印紙 800 円分）
- ※代理権・同意権付与等申立て内容によっては追加が必要
- 登記手数料（収入印紙 2,600 円分）
- 切手（4,000 円～ 5,040 円分）
- ※戸籍・住民票はその本人の籍がある、住民登録されている自治体に請求します。
- ※登記されていないことの証明書は、岡山地方法務局で窓口申請するか、東京法務局に郵送申請します。
- 鑑定費用（約 50,000 円）※精神鑑定を必要とする場合のみ



申立てから概ね
1～3カ月後

家庭裁判所での審判

- 家庭裁判所から申立人、本人、後見人等候補者などに事情の聞き取りがあります。
- 家庭裁判所から親族に対し、意向を確認される場合もあります。
- 本人の判断能力によっては、精神鑑定が行われる場合があります。

- 家庭裁判所が申立てについて審判（審判書が申立人と本人、後見人等に届きます）
- 後見等の開始と後見人等の選任

後見等の開始 （被後見人等への支援開始）

- 後見人等が定められた権限の範囲において本人の支援をします。

後見等の終了

- 後見人等が審判書を受領し、2週間以内に不服申立てがされない場合、審判が確定し正式に後見人等の就任が決まります。
 - 審判確定後、家庭裁判所が東京法務局に審判内容の登記を依頼し、登記されます。
 - 登記後に後見人等は、登記事項証明書（収入印紙 550 円）の請求ができます。
- ※登記事項証明書は、岡山地方法務局で窓口申請するか、東京法務局に郵送申請することで取得できます。

- 後見人等は、審判確定後 1 か月以内に本人の財産目録・年間収支予定表を家庭裁判所に提出します。
- 原則、年間 1 回以上本人の生活環境や財産状況に変化がないか、家庭裁判所へ報告します。

- 本人の死亡、後見人等の辞任によって、後見業務は終了します。（家庭裁判所へ後見業務終了について報告が必要となります。）



成年後見制度についてのQ & A

Q.1

どういう人が後見人等になるの？

後見人等に選任されるのに、特別な資格が必要なわけではありません。被後見人等（本人）の子や親などの親族が選任されることもあります。また、司法書士・弁護士・社会福祉士などの専門職が選任されることが増えています。また、法人（社会福祉協議会・NPO 法人など）が選任されることもあります。家庭裁判所により、本人にとって最適と考えられる後見人等が選任されます。

なお、法律上、後見人等にはなりえない者（欠格事由）が定められており、未成年者・破産者・家庭裁判所で解任された後見人等・行方不明者などは後見人等になりえません。

Q.2

成年後見制度（法定後見）を利用するのに係る費用はどうなるの？

申立てに係る費用（実費分）は前のページをご参照ください。申立手続（代理・書類作成）を弁護士あるいは司法書士に依頼することもできますが、その場合、別途経費が必要となる場合もあります。

なお、資産・収入に余裕のない場合、法テラスの民事法律扶助を受けられることもあります。

また、後見人等に選任された場合の報酬については、家庭裁判所が審判によりその金額を定め、本人の資産から支出されます（親族など本人以外の方へ請求されることはありません）。家庭裁判所で本人の資産状況や後見人等の事務の報告内容を検討して報酬額が決定されます（東京家庭裁判所の示す報酬額のめやすでは基本月額2万円とされています）。資力の乏しい本人の場合、総社市では成年後見制度利用支援事業により、報酬について助成を受けられる制度もあります。

Q.3

成年後見制度（法定後見）を利用することで本人と家族との関係はどうなるの？

本人と家族との関係には基本的に変わりはありません。今まで通り、本人と家族としての適切な関係を維持してください。ただ、本人の財産管理面について、後見人には管理の権限が移りますので、それまで管理していた本人の預金通帳・年金証書等の後見人への引渡しが必要となります。保佐人・補助人に関しても、その代理権の範囲で財産管理権限が生じます。

なお、不適切な関与（虐待など）をしていた家族と本人の関係につき、後見人等は行政とも連携して、適切な法的対処を行う場合もあります。

Q.4 後見人等がやってはいけないことは？

後見人等は家庭裁判所から選任された公的な立場という面があります。たとえ家族が後見人等に就任した場合でも、きちんとした財産管理と生活の質の向上に向けた事務を行わなければなりません。本人の資産を、本人のためでなく自分のために使うような行為（横領）はもちろん許されず、後見人等の解任事由となります。

また、本人と後見人等との利益が反するような行為については、特別にその行為のための代理人を家庭裁判所に選任してもらったり、後見監督人が選任されていれば後見監督人が行います。

個別の行為について、後見人等の立場でやっていいのか疑問が生じたら、家庭裁判所や関係機関（総社市権利擁護センター・専門職等）に相談しましょう。

Q.5 後見人等になるといつまでやらなければならないの？

後見人等に就任していても、「正当な事由」があれば辞任が認められます。「正当な事由」とは、後見人等自身の健康上の問題・高齢化・遠方への移転等の理由で後見事務を遂行するのが困難となることです。本人が健在であり、その判断能力が回復して後見等開始決定が取り消されない限り継続します。後見人等の辞任を検討する場合は、家庭裁判所に相談しましょう。

Q.6 任意後見制度ってどういうものなの？

任意後見制度とは、法定後見制度（後見・保佐・補助）と違い、本人（自分）がしっかりしているうちに、将来認知症等で自分の判断能力が衰えた場合に備えて、特定の人に後見事務（財産管理・身上配慮の事務）を委任する契約です。契約は公証役場にて公正証書を作成しないと有効となりません。本人の判断能力が低下した後に、家庭裁判所の審判（任意後見監督人選任の審判）を受けた時から、委任を受けた人が本人の財産管理等を行うことになります。

自分の将来に備えた契約であり、信頼できる人（専門職や信頼できる親族など）をしっかり選ぶことが大切です。



成年後見制度に関するお問い合わせ先

成年後見制度利用に関するご相談

総社市権利擁護センター “しえん”

〒719-1131 総社市中央一丁目1-3 総社市総合福祉センター内

TEL 92-8374 FAX 92-8284

ホームページ：<http://www.sojasyakyo.or.jp>

メールアドレス：shien@sojasyakyo.or.jp

(高齢者) 各地区の地域包括支援センター

中央部北地域包括支援センター (総社・池田) TEL 94-5577

中央部南地域包括支援センター (常盤・清音) TEL 92-7888

東部南地域包括支援センター (三須・山手) TEL 90-0201

東部北地域包括支援センター (服部・阿曾) TEL 92-6987

西部地域包括支援センター (秦・神在・久代・山田・新本)
TEL 96-9066

北部地域包括支援センター (日美・水内・下倉・富山)
TEL 99-1943

(障がい者) 障がい者基幹相談支援センター TEL 92-8578

法定後見制度の申立て

岡山家庭裁判所 倉敷支部 (総社市在住の方)

TEL (086) 422-1038

専門家へのご相談

(財) リーガル・エイド岡山 高齢者・障がい者支援センター (弁護士相談窓口)

TEL (086) 223-7899

(社) 成年後見センター・リーガルサポート岡山県支部 (司法書士相談窓口)

TEL (086) 226-0470

権利擁護センターぱあとなあ岡山 (社会福祉士相談窓口)

TEL (086) 201-5253

任意後見契約の手続き・お問い合わせ

倉敷公証役場

TEL (086) 422-4057